

常滑市議会議員政治倫理条例

平成26年3月26日条例第1号

改正 令和3年3月25日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、市民の厳粛な信託に応えるため、常滑市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者としての自覚を高め、公正、誠実及び高潔を常とするよう政治倫理を確立し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 議員の地位を利用した金品の授受その他の市民の疑惑を招く行為をしないこと。
- (2) 市、市が出資する法人その他市が財政的援助を与える法人のうち議長が定めるもの（以下「指定法人」という。）又は指定管理者が行う請負その他の契約に関し、特定の企業、個人又は団体について有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市又は指定法人の職員の採用、昇格又は異動に関し、推薦又は紹介の行為をしないこと。
- (4) 市又は指定法人の職員の公正な職務執行を妨げ、議員としての権限や地位による影響力を不正に行使する働きかけをしないこと。
- (5) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける行為及び寄附の受領をしないこととし、議員の後援団体に対しても同様に取扱いをさせるよう措置すること。
- (6) 公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損する行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議員としての品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、議員の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(市民の審査請求)

第4条 市民は、議員に政治倫理基準に違反する行為があると認められるときは、これを証する資

料を添付して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から審査請求書を議長に提出し、審査を行うよう請求することができる。

- 2 議長は、前項の規定による審査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、当該審査請求書に連署した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。
(議員の審査請求)

第5条 議員は、議員に政治倫理基準に違反する行為があると認められるときは、これを証する資料を添付して、議員2人以上の連署をもって、その代表者から審査請求書を議長に提出し、審査を行うよう請求することができる。
(審査会の設置等)

第6条 議長は、第4条第1項又は前条の規定による審査の請求があったときは、第8条第2項及び第10条第2項に規定する事務を処理するため、常滑市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する事務を行うため、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他の必要な調査を行うことができる。
(審査会の組織等)

第7条 審査会は、委員8人をもって組織する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員のうちから議長が指名する。ただし、特別な理由がある場合は、学識経験を有する者に委員を委嘱することができる。
- 3 委員の任期は、審査を終了し、その結果を議長に報告したときまでとする。
- 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、特別な理由がある場合において、出席した委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
(審査会の審査)

第8条 議長は、第4条第1項又は第5条の規定による審査の請求がなされたときは、直ちに当該請求に係る審査請求書及び添付資料の写しを審査会及び当該審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に送付し、審査会の審査を求めなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、速やかに調査を行い、当該請求の内容を審査し、審査の結果及び意見を記載した審査報告書を作成し、これを議長に提出しなければならない。

らない。

- 3 議長は、前項の審査報告書が提出されたときは、速やかにその内容を当該請求をした市民又は議員の代表者及び審査対象議員に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(議員の協力義務)

第9条 審査対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならない。

(弁明の機会の付与)

第10条 審査対象議員は、審査会に対し、口頭又は文書により弁明する機会を与えるよう、請求することができる。

- 2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(議員及び議会の措置)

第11条 審査対象議員は、第8条第3項の審査報告書において自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。

- 2 議会は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる議員の行為について適用する。

附 則 (令和3年3月25日条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。